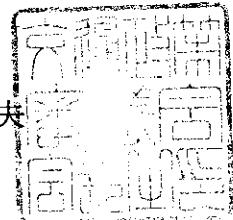


国交政審（海）第4号
平成19年9月4日

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

交通政策審議会

会長 御手洗富士夫



「東京湾及び伊勢湾における海上交通規制等の見直しについて」について
交通政策審議会は、国土交通大臣諮問第57号をもって本審議会に諮問された
「東京湾及び伊勢湾における海上交通規制等の見直しについて」について下記の
とおり答申する。

記

東京湾においては、中ノ瀬航路浚渫工事及び第三海堡撤去工事が終了し、また、
伊勢湾においては、中山水道の浚渫が行われたことにより、これらの海域付近における船舶交通の環境が改善されるに至り、よって海上交通規制等を見直して安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出となるべく諮問されたものである。

当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討したところ、当該海域付近における船舶交通の環境は、浚渫工事や海上交通センターの設置などにより飛躍的に改善され、結果、現在の海上環境に合わせた交通規制の撤廃や特例として設けた諸規制を見直すなどした本諮問は適当である。

なお、東京湾中ノ瀬航路航行義務の経過措置に関する見直しについては適当であるものの、その実行にあたっては、東京湾中ノ瀬航路北端部海域が浚渫され海上環境が整備された後に図られることとされたい。